

宮代町店舗・住宅リフォーム補助金のご案内

町内商工業の振興を図るため、町内商工業者により町内の店舗または住宅の改修を行う方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

【申請の流れ】 ※申請者とは所有者または賃借人

【店舗または住宅】

対象経費の **5%**

※対象経費は税抜き・千円未満切捨て
上限 **10万円**

【申請】

- ①補助金交付申請書(様式1号)
 - ②申請者(所有者または賃借人)の住民票
 - ③店舗の事業調書(様式2号) ※店舗の場合のみ
 - ④履歴事項全部証明書または現在事項証明書
※法人が店舗の改修を行う場合
 - ⑤確定申告書(写)等 ※個人が店舗の改修を行う場合
 - ⑥工事内訳の分かる見積書の写し
 - ⑦改修工事部分を表記した図面及び改修前の写真(外壁と屋根は写真のみ)
 - ⑧所有者の承諾書 ※賃借物件の場合
 - ⑨誓約書(様式3号)
 - ⑩の他町長が必要と認める書類
- ※物件を共有している場合、所有者全員分の②の書類が必要です

【物件要件】

【共通要件】

- ・町内の店舗または住宅
- ・補助対象者が町税を滞納していないこと
- ・改修工事に着手していないこと

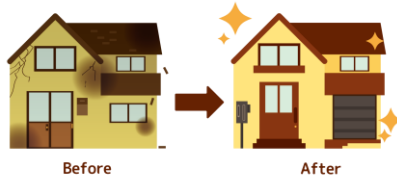
【住宅】

- ・補助対象者が所有し自らが居住する(事業完了までに居住する)住宅
- ・補助対象者が賃借して居住し、所有者の承諾がある住宅

【店舗】

- ・補助対象者が所有し経営または貸し出ししている(予定している)店舗
- ・補助対象者が賃借して経営し、所有者の承諾がある店舗

【工事要件】



- ・町内商工業者が施工する工事
- ・屋根、外壁、居室等の改修(裏面参照)
- ・店舗の出店を可能にするための工事
- ・建築基準法に定める建築確認申請を要しない軽易な工事
- ・補助対象工事費が20万円(税抜)以上
- ・年度に限らず、1物件1回限り
(所有者が変わった場合は申請可能)
- ・申請年度内に実績報告書を提出すること
- ・申請年度に町の他の改修工事に関する補助金を受けていないこと

【申請の手続き】

- ・着工前に申請書をご提出ください
- ・書類の提出はリフォーム業者の方でも可能です

《受付期間》

令和8年4月1日～

※先着順

※予算がなくなり次第終了

～詳しくは担当までお問い合わせください～

■問い合わせ先・申請受付窓口■ 14番窓口
宮代町 産業観光課 商工観光・ふるさと納税担当
TEL0480-34-1111(内線265)
メールアドレス sangyo@town.miyashiro.saitama.jp

【書類審査・交付決定】

・交付決定通知書(様式第4号)

リフォーム工事着工

※工事内容に変更が生じた場合はご相談ください。
交付決定後の増額はできません。

【工事完了報告】

- ①実績報告書(様式8号)
- ②領収書の写し
- ③契約書の写し
- ④改修後の現場写真

【書類審査・交付確定】

・補助金交付確定通知書(様式第9号)

【補助金請求書(様式第10号)提出】
【補助金交付】

対象工事

改修の内容	備考
浴室、キッチン、洗面室及びトイレの改修	敷設や交換だけの場合は対象外。内壁や床の改修工事に付随したものであれば対象。既存の浴室を改造してユニットバスを設置する場合は対象。
屋根の葺替、塗装及び防水工事	
部屋の間仕切りの変更工事	
外壁の張替や塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象。
床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	窓の場合、内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。単独の取替えや二重窓の設置のみである場合は対象外。
床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房(ガスや電気式)工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの取替えや新設は対象。
襖紙及び障子紙の張替や畳の取替え	部屋全体のリフォームの中で行われるものであること。
建具及び開口部(扉、ドア、窓、網戸等)の取替えや新設工事	内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。単独の取替えのみである場合は対象外。
雨どい、手すり、縁側、ベランダ等の取替えや修理	屋根及び外壁工事に付随したものであれば対象。新設の場合は対象外。
造り付け収納家具の設置	部屋全体のリフォームの中で行われるものであり、造作大工事が伴うものに限り対象。
エアコン、給湯器、照明器具等の取替え	新設・交換のみは対象外。内壁や外壁工事に付随したものであること
バリアフリー改修工事(段差解消、廊下幅の拡張など)	町で行っている他の助成制度を利用していないこと 手すりの取り付けだけ等、敷設工事のみの場合は対象外。
耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強及び基礎補強など)	町で行っている他の補助制度を利用していないこと
空き店舗を貸出すために、住宅と店舗の共有部分の分離に必要な改修工事	建物の内外装の改修と附帯工事が対象。
リフォーム工事に伴う給排水衛生工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事等	町で行っている他の補助制度を利用していないこと

対象外工事

- ・シロアリ等の害虫駆除
- ・外構工事(インターホンの取り付け等)